

第 1 次提案に係る規制改革要望事項の取扱について

本年 8 月 30 日を締切り期限として地方公共団体や民間事業者等から提案のあった規制の特例の提案（第 1 次提案）については、構造改革特区推進のためのプログラム策定時点での対応状況を下記の分類により整理しています。

『分類』

- A : 特区として実施
- B : 全国で実施（原則として平成 15 年度中までに実施、対応内容が明確）
- C : 今回は特区として実施されないもの
 - C - 1 地方公共団体等の要望を踏まえ、今後引き続き検討を要するもの
 - C - 2 担当省庁が全国で実施する方向で検討しているもの（時期、対応内容が不明確なもの又は実施時期が平成 16 年度以降となっているもの）
- D : 現行で対応可能と考えられるもの
- E : その他
 - E - 1 規制自体が存在しないなど事実誤認のもの
 - E - 2 税の減免、補助金等の交付要件に関するもの等

この分類に基づき、第 1 次提案に係る規制の特例の要望について、整理したものについては、構造改革特区推進本部ホームページ「地方公共団体等から提案のあった規制改革要望への対応状況」の欄(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/kouhyou/021011/taioujyoukyou.html>)に掲載されている「資料 2：地方公共団体等から提案のあった規制改革要望への対応状況の事項別分類一覧」をご覧ください。